

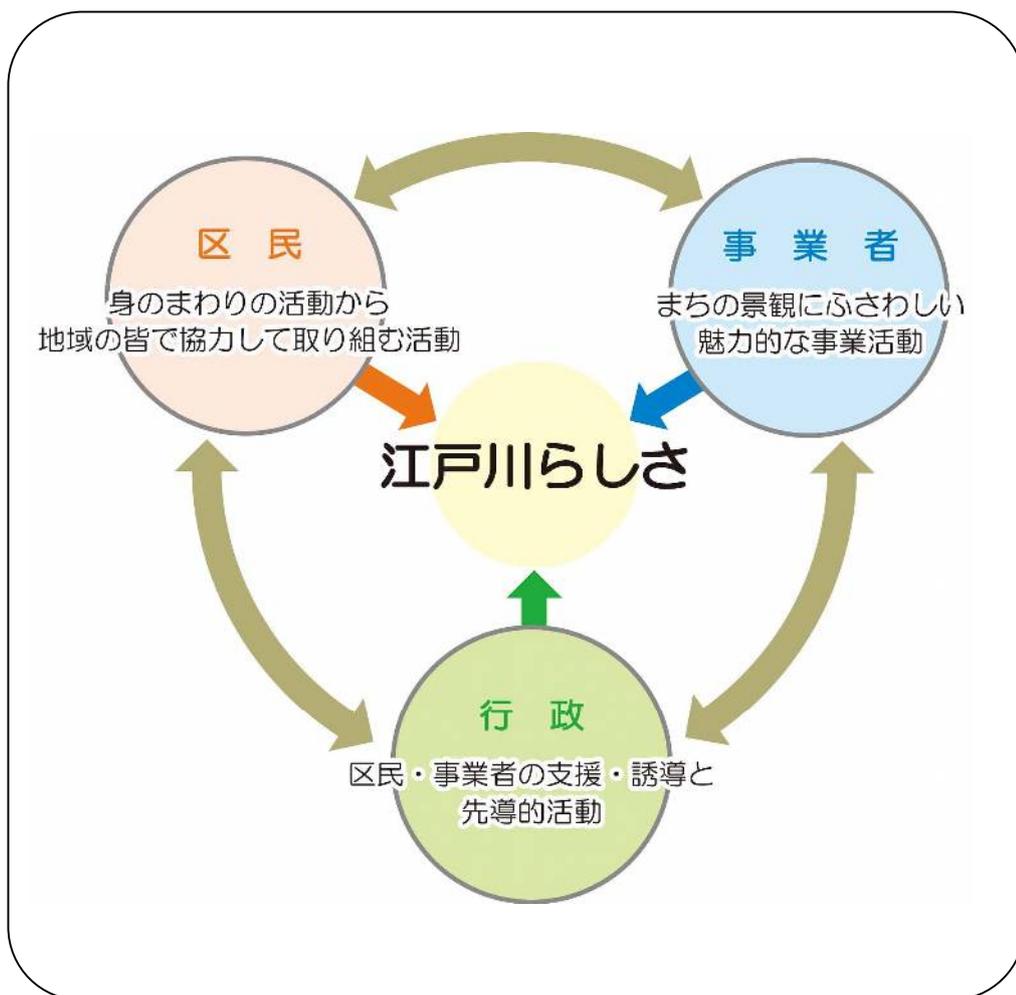
第6章 景観まちづくりの推進

第1節 区民・事業者・行政の役割

景観は、区民・事業者・行政のそれぞれの様々な取り組みによって創出される事から、個性を尊重しつつも周辺の地域特性や江戸川らしさを十分にふまえて進めていく事が求められます。

したがって、より多くの区民や事業者、行政がそれぞれの役割について理解を深め、それぞれが役割を担い互いに連携して「江戸川らしさの創造・再生・育成」を進めていくことが重要です。

区民・事業者・行政の役割



(1) 区民

～身のまわりの活動から地域の皆で協力して取り組む活動～

区民一人ひとりが日々の暮らしの中で、自らが「江戸川らしさ」を形づくる主体である意識を持ち、身のまわりの小さな活動や、地域の皆で協力して取り組む江戸川らしさを活かしたまちづくり活動など、取り組みの輪を広げながら、景観まちづくりを進めます。



取り組みの例

- ・家や店の前の掃除
- ・道路に面した箇所の緑化
- ・「小景観区のまちづくり」の推進
- ・まちの景観に配慮した建築物づくり など

(2) 事業者

～まちの景観にふさわしい魅力的な事業活動～

事業活動周辺の美化や江戸川らしさを活かしたまちづくり活動を積極的に務め、周辺のまちの景観に配慮した建築物の建築や屋外広告物の設置など、「江戸川らしさ」の創出を担う一員として、まちの景観にふさわしい魅力的な事業活動を進めます。



取り組みの例

- ・周辺のまちと調和した建築物、屋外広告物づくり
- ・「小景観区のまちづくり」の推進
- ・良好な景観形成活動への支援・協力
- ・良好な景観形成にむけた社会活動 など

(3) 行政

～区民・事業者の支援・誘導と先導的活動～

景観まちづくりを進める上で必要な各種制度の創設・活用を推進します。

区民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会を増やし、自主的な景観まちづくり活動を支援します。

さらに、江戸川らしさを活かした景観まちづくりの先導的な役割を果たす事業を進めます。

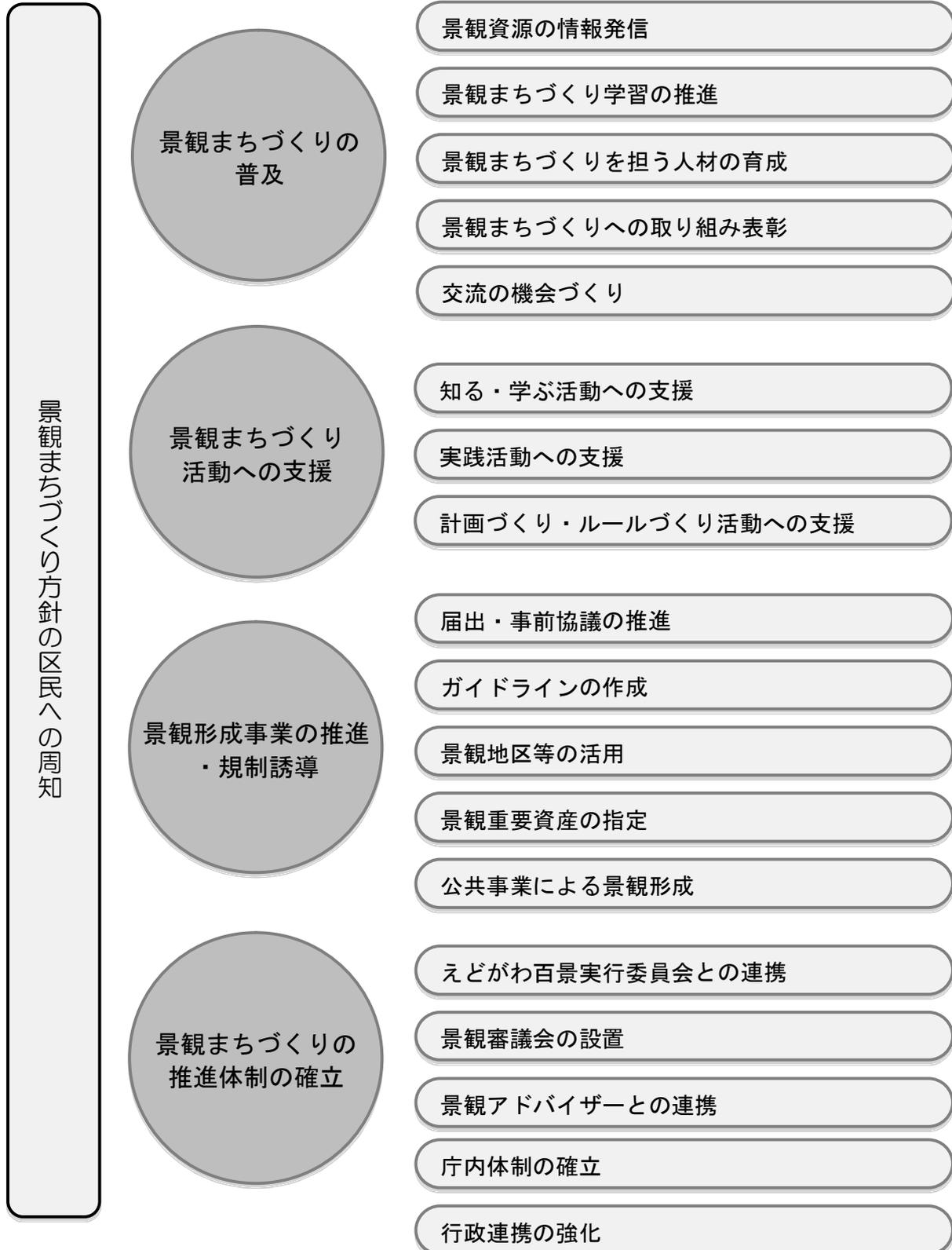


取り組みの例

- ・景観まちづくり活動への支援
- ・景観形成事業・規制誘導の推進
- ・景観まちづくりの普及
- ・景観まちづくりの推進体制の確立 など

第2節 施策の体系

景観まちづくりを進める上で、行政はまず、景観まちづくり方針の区民への周知を図ります。そして、以下の施策を組み合わせ、より効果的な景観まちづくりを進めます。



1 景観まちづくりの普及

区民や事業者の景観まちづくりに対する意識や参加意欲を高めるため、普及を進めます。

(1) 景観資源の情報発信

区民や事業者が景観に興味や関心を持ち、また、景観まちづくりの取り組みに活かしていくため、多様な媒体を活用し、地域の景観資源の情報を気軽に入手できる方法で発信します。

【例】えどがわ百景の実施
景観資源図の更新
景観まちづくりホームページの充実
景観まちづくり活動のPR



えどがわ百景募集ホームページ

(2) 景観まちづくり学習の推進

景観に対する意識を高めるため、学校教育や生涯学習を通じて、自然環境やまちの成り立ち、地域の資源を学び、景観について考える機会を設けます。

【例】子ども景観計画パンフレットの作成



小学校での景観まちづくり学習

(3) 景観まちづくりを担う人材の育成

区民や事業者の景観まちづくりへの関心や意識の向上、また、より良い景観づくりを担う人材を育成するための機会をつくれます。

【例】景観まちづくり勉強会の実施

(4) 景観まちづくりへの取り組み表彰

区民や事業者による、実践活動、景観に寄与した建築物等について、さらなる取り組みへの意欲を高め、かつ、より多くの区民、事業者に景観まちづくりへの取り組みを広げる機会となるよう、表彰等を進めます。

【例】景観まちづくり賞の実施



優良まちなみ賞

(5) 交流の機会づくり

景観まちづくりに取り組む区民・事業者・行政が、景観づくりに関する情報交換や相互に協力を図ることを目的とした、交流の機会づくりを進めます。

【例】アダプト活動交流会の開催、公園ボランティア交流会の開催
景観まちづくりシンポジウムの開催



公園ボランティア交流会

2 景観まちづくり活動への支援

景観まちづくり活動の各段階に合わせて活発な活動へ展開するための支援を行います。活動の多様化にあわせ、支援策の内容を順次見直していきます。

(1) 知る・学ぶ活動への支援

まちの魅力となる「江戸川らしさ」を、地域の皆で共有するための勉強会やワークショップの開催、また、魅力を紹介するパンフレットやホームページの作成などを行います。

【例】講師の人材派遣



勉強会の様子
(景観まちづくりワークショップ)

(2) 実践活動への支援

花壇づくりや清掃活動、地域の皆が親しめるイベント開催など、景観の実践活動を行う団体やサークルに対し、活動に関する情報の提供などを行います。

また、小景観区のまちづくりの取り組みが発展し、地域共有の財産として保全・活用が必要なものについては、景観重要資産に位置づけ、区の景観事業として実践活動を支援します。

【例】アダプト制度(公園、道路、河川)の実施
景観まちづくり登録制度の運用
景観重要資産の指定



公園ボランティアによるイベント開催
(緑のフェスティバル)

(3) 計画づくり・ルールづくり活動への支援

当該地域の計画や、建築物等のルールづくりにおいては、まちづくりや地域住民の合意形成に関する知識などが必要です。そのために専門家の派遣の制度を設けています。また、ルールづくりに際しては、地区指定や協定締結などの仕組みについての冊子を発行するなど、分かりやすい形で紹介していきます。

【例】まちづくりコンサルタント派遣



公園アイデア検討会
(みずえ中央公園)

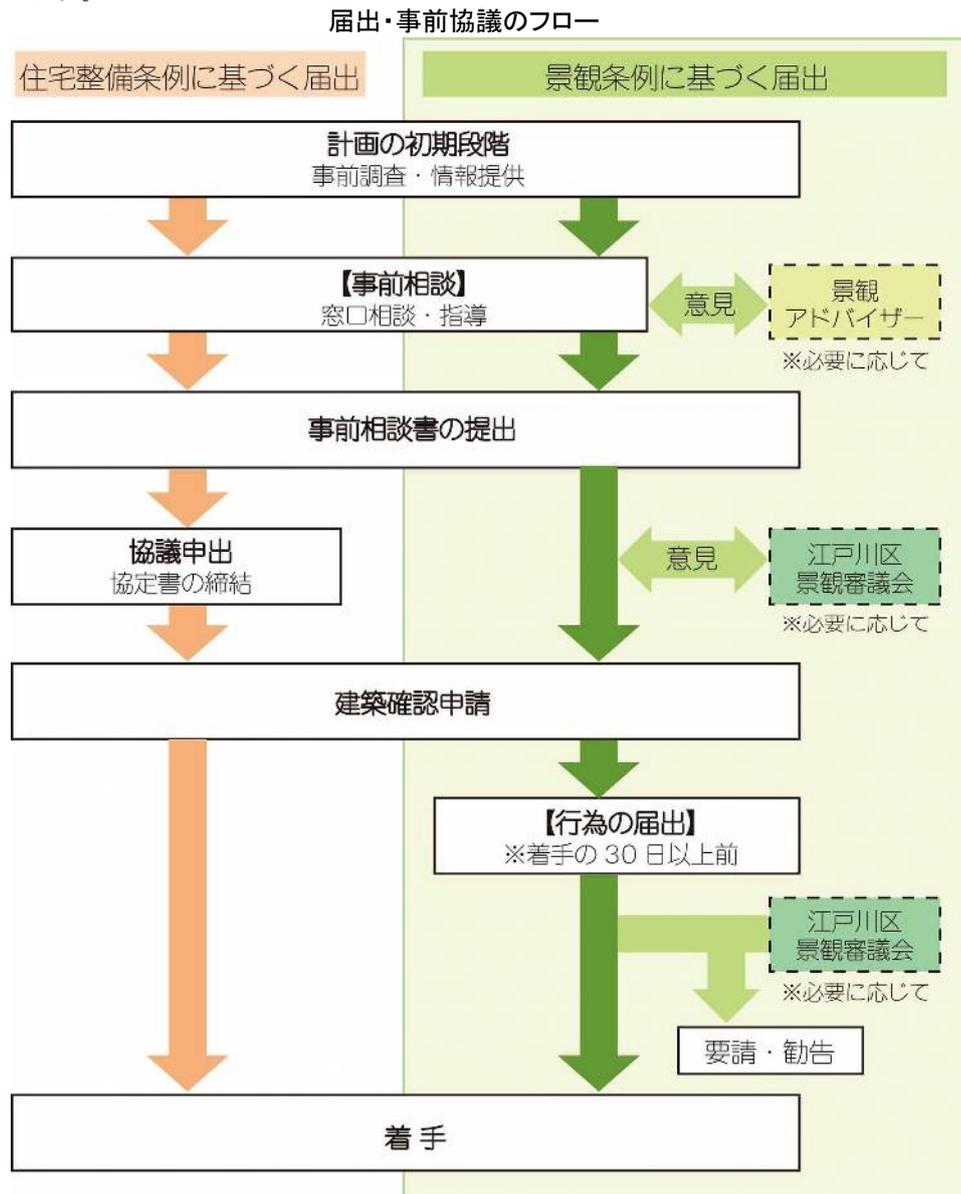
3 景観形成事業の推進・規制誘導

区民、事業者との協働による景観形成を図るため、景観形成事業への理解や協力を求めるとともに、景観法をはじめとした様々な制度により景観まちづくりを進めます。

(1) 届出・事前協議の推進

良好な景観を形成するためには、区と事業者等がより良い景観づくりについて協議していくことが必要です。そのため、景観法に基づく「届出制度」による一定の法的拘束力を持った助言・指導を行うだけでなく、届出の前に区と事業者等が事前協議を行う仕組みを構築します。

ただし、東京都による事前協議対象の建築行為は、都が事前協議を行い、都の協議完了を区の協議完了とみなします。



(2) ガイドラインの作成

届出制度の基準に加え、より良い景観形成を図るために、詳細な配慮事項を示す建築物ガイドライン、色彩ガイドライン、屋外広告物ガイドライン等を作成します。

(3) 景観地区等の活用

地域特性をふまえたルールづくりなど、積極的な景観形成を図るために、景観地区や地区計画の指定、景観協定、建築協定、緑地協定の締結等、目的に応じた適切な制度を活用します。

(4) 景観重要資産の指定

個性豊かな景観まちづくりを進めるため、地域のシンボルとなる、景観上の特徴を有する公共施設や建造物、樹木のうち、土地所有者等の同意又は意見を聴いた上で、「景観重要資産」に指定します(指定の方針は「第5章 第2節景観重要資産」を参照)。また、景観重要資産は文化財の指定をはじめとした既存の制度の活用その他、景観法に基づく、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木の活用により整備・保全・活用を進めます。

なお、区が管理する施設から順次指定し、都や国などの施設や民間の所有物については、管理者や所有者の理解と協力を得て、指定を進めます。

(5) 公共事業による景観形成

地域の景観形成において重要な要素である、道路や河川、都市公園、それらに付随する工作物、及び公共建築物等、区、都、国その他の公共的団体が行う公共事業について、本計画の方針に沿った整備を行います。なお、軸・拠点の景観形成は、以下の通りになります。

軸・拠点	名称	各場所の景観形成
大河川景観軸	荒川 中川 江戸川 新中川 旧江戸川	P79参照
親水河川景観軸	旧中川 新川	P85参照
親水公園景観軸 ・親水緑道景観軸	小松川境川親水公園 一之江境川親水公園 古川親水公園 新長島川親水公園 新左近親水公園 親水さくらかいどう 上小岩親水緑道 西小岩親水緑道 下小岩親水緑道 興農親水緑道 鹿本親水緑道 鹿骨親水緑道 流堀親水はなのみち 本郷用水親水緑道 椿親水緑道	P91参照

	東井堀親水緑道 篠田堀親水緑道 仲井堀親水緑道 鎌田川親水緑道 宿川親水緑道 葛西親水四季の道 左近川親水緑道	
道の景観軸	蔵前橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○西小岩親水緑道との交差点では、厚みのある緑配置など、緑豊かな景観の形成 ○平井大橋から小岩大橋にかけて葛飾区の区間となるため、関連自治体と連携した連続性のある景観の形成 ○小岩駅周辺や平井駅周辺における、にぎわい景観の形成
	千葉街道	<ul style="list-style-type: none"> ○一里塚や菅原橋の交差点など、歴史ある街道としての面影を活かした景観の形成 ○沿道の文化施設やスポーツ拠点、商店街など地域の特色に配慮した景観の形成
	京葉道路	<ul style="list-style-type: none"> ○本区の東西交通の要として、風格ある景観の形成 ○船堀街道、環七通り、柴又街道などの幹線道路との交差点における、人にやさしい快適な空間づくり ○篠崎駅周辺のにぎわい景観の形成 ○江戸川や旧中川の区境における、エントランスゲートを意識した景観の形成
	今井街道	<ul style="list-style-type: none"> ○一之江境川親水公園との緑のネットワークを拡充 ○環七通りとの交差点や一之江駅周辺、松江商店街のにぎわい景観の形成
	新大橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○一之江境川親水公園との緑のネットワークを拡充 ○本区のほぼ中心を東西に貫く道として、沿道の多様な特色を活かした、快適な空間としての景観の形成
	葛西橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○葛西親水四季の道と一体となった、沿道の駐車場の緑化などによる奥行きのある緑配置による緑豊かな景観の形成 ○葛西地域の中心となる軸として、緑豊かな景観の形成
	清砂大橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○開放感あふれる景観の形成 ○広幅員の道の特徴を活かし、ゆったりと歩くことができる、親しみのある景観の形成
	補助 120 号線	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に密着した幹線道路として、沿道の花づくりや緑化など、人々が行き交い交流する、快適な景観の形成
	船堀街道・平和橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○街路樹の緑による演出などにより、連続性のある景観の形成 ○船堀駅周辺の商業地において、人々が交流するにぎわいのある景観の形成 ○船堀グリーンロードと連携した緑豊かな景観の形成 ○宇喜田公園・行船公園や小松川境川親水公園などとの交差点では、緑を意識した開放感のある景観の形成
	環七通り	<ul style="list-style-type: none"> ○街路樹の緑による演出など、本区への来訪者の玄関口として、風格ある景観の形成 ○駅、親水公園、河川などとの交差点における、沿道の地域特性活かした景観の形成
	柴又街道	<ul style="list-style-type: none"> ○駅、篠崎公園、農の景観拠点を結ぶ軸として、沿道の花植えや緑化、休憩施設の充実など歩いて楽しい緑のネットワークの形成 ○興農親水緑道や本郷用水親水緑道との交差点では、厚みのある緑配置による緑豊かな景観の形成

駅の景観拠点	京成小岩駅	○商業地と住宅地が快適に共存できるまちなみの景観の形成
	平井駅	○平井駅を中心とした南北に立地する商店街の回遊性を高め、快適な空間づくり ○蔵前橋通りや補助120号線と連携し、川などの親水空間に囲まれた魅力ある景観の形成
	小岩駅	○回遊性の高い特色ある商業地の形成と地域の顔となる景観の整備 ○古くからの良きコミュニティを活かした、親しみある景観の形成
	船堀駅	○ランドマークとなるタワーホール船堀を中心とした景観の創出 ○船堀街道や船堀グリーンロードと連携し、利便性や快適性を高めるための周辺環境を拡充し、緑豊かな景観を形成
	一之江駅	○駅周辺の商業地と後背の農地、住宅地とが共生する調和のとれた景観の形成
	瑞江駅	○地域の商業・業務機能の充実を図り、住・工が調和する豊かな景観の形成
	篠崎駅	○しのぎ文化プラザを中心とした、多彩な文化が感じられる景観の形成
	西葛西駅	○駅前広場を中心に、緑豊かなやすらぎと潤いある景観の形成 ○総合レクリエーション公園の玄関口として、楽しさと躍動感に満ちたまちなみ景観の形成
	葛西駅	○環七通りと連携し、地域中心核として、にぎわいとやすらぎのある景観の形成
公園の景観拠点	小松川千本桜 ・大島小松川公園 篠崎公園 宇喜田公園・行船公園 総合レクリエーション公園葛西臨海公園	P108参照

4 景観まちづくりの推進体制の確立

区民・事業者・行政がそれぞれの役割をふまえた取り組みを進めるため、区の庁内体制を整えると共に、専門家や関係機関との連携体制を構築します。

(1) えどがわ百景実行委員会との連携

本区の景観まちづくりを広く区民に普及し、実践することを目的とした、区民、事業者等で構成する「えどがわ百景実行委員会」と連携し、協働による景観まちづくりを進めます。

(2) 江戸川区景観審議会の設置

本区の良い景観形成に関する事項や、勧告・変更命令等に関する事項など景観形成に関する重要な事項について審議する景観審議会を設置します。

(3) 景観アドバイザーとの連携

届出制度の事前協議を行う際、景観に関する専門的な知見を有する景観アドバイザーを配置し、より良い景観誘導を図ります。

(4) 景観整備機構の指定

本景観計画の景観形成方針に基づき良好な景観形成を適切に行うことができる公益法人やNPO法人を景観整備機構に指定し、まちづくりへの技術的支援や景観重要資産等の管理を実施します。

(5) 庁内体制の確立

区民や事業者の景観まちづくりの取り組みを推進するための窓口と、関連部署との連携を図る仕組みをつくります。

公共施設の整備等においては、それぞれの事業の中で景観計画の方針に基づき、景観に配慮した取り組みを行うために、各分野の担当者間で定期的に情報交換の機会を設けるとともに、行政職員が景観に関する知識や技術を習得する機会を設けます。

(6) 行政連携の強化

必要に応じて都や国の事業に対し、要請などを行うほか、区をまたがる景観形成について、東京都や隣接する自治体と連携を取り、景観まちづくりを進めていきます。